

総務常任委員会 審査順序

- 陳情提出者からの趣旨説明

令和4年陳情第2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情

- 陳情審査

令和4年陳情第2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情

- 委員派遣について

[総務協議会]

- 所管事項の報告について

- 1 八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事請負の一部変更契約の締結について
- 2 市施設テナント事業者休業協力金について
- 3 新型コロナウイルス対策指定管理者支援事業について
- 4 小・中学校冷房設備設置事業について

○総務常任委員会付託

| | | | |
|--|-------------------------------------|-------|-----------|
| 番 号 | 令和4年陳情第2号 | 受理年月日 | 令和4年2月18日 |
| 件 名 | インボイス制度の実施中止を求める意見書を国へ提出することを求める陳情 | | |
| 提 出 者 | 八戸市類家三丁目1-8 八戸民主商工会 会長 小萩沢 光一 | | |
| 紹介議員 | | | |
| 要 旨 | | | |
| <p>新型コロナウイルス感染の影響で景気回復が見通せず、中小業者の経営困難が続く下で、2023年10月からインボイス制度——適格請求書等保存方式が実施されようとしています。</p> <p>免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。</p> <p>地域経済が疲弊する下で、中小業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も凍結、延期、見直しを表明し、現状の実施に踏み切ること懸念の声を上げています。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済、社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。税制で商売つぶすなの願いを込め、インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に対してあげていただきたく陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出してください。 | | | |

インボイス制度について

1 インボイス制度導入の目的

事業者間の取引において、消費税に係る正確な適用税率を確認することができるほか、税額をより明確に把握し、取引の透明性を高め、不正やミスを防ぎ、適正かつ公平な課税を図る。

2 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要

令和元年 10 月、消費税に 8%の軽減税率が導入され複数税率（10%と 8%）となったことに伴い、課税事業者に「インボイス（適格請求書）」の発行と保存が義務付けられた。

インボイスを発行するための要件等は以下のとおりである。

- (1) インボイスは、税務署へ申請し、登録を受けた事業者のみが発行できる。
- (2) 登録事業者は、課税事業者として、税務署への申告と納税義務が生じる。
- (3) インボイスは、一定の事項を記載する必要がある（下記参照）。
- (4) 登録を受けた事業者には、取引の相手方の求めに応じて、インボイスを発行する義務と発行したインボイスの写しを保存する義務が生じる。
- (5) 消費税の仕入税額控除（売上の消費税額から仕入れの消費税額を差引くこと）の適用については、原則、登録事業者が発行し、自らが保存していたインボイスのみによって判断される。
- (6) Web サイトで、インボイス発行事業者の登録情報が公表される。

このインボイスに係る発行と保存の仕組みが、いわゆる「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」であり、令和 5 年 10 月開始が予定されている。

※「インボイス（適格請求書）」とは

売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書等（納品書や領収書、レシート等でも可）をいい、以下の 6 項目の記載が必須とされている。

①適格請求書発行事業者（発行元）の氏名又は名称及び登録番号

※登録番号……税務署が発行する「T+13ケタの数字」又は「T+法人番号」

②書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称（例：株式会社〇〇様）

③取引年月日

④取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

⑤税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率

⑥税率ごとに区分した消費税額等

3 インボイス（適格証明書）の交付義務免除

- (1) 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満に限る）
- (2) 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた委託者が卸売の業務として行うものに限る）
- (3) 生産者が、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
- (4) 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満に限る）
- (5) 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

4 消費税法改正及びインボイス制度導入の経緯

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 昭和 63 年 12 月 30 日 | 消費税法施行 |
| 平成元年 4 月 1 日 | 消費税 3 % 導入 |
| 平成 9 年 4 月 1 日 | 消費税 5 % に改正 |
| 平成 26 年 4 月 1 日 | 消費税 8 % に改正 |
| 平成 28 年 3 月 31 日 | 消費税法改正（税制改正によるインボイス制度の導入） |
| 平成 30 年 3 月 31 日 | 消費税法施行令改正（関係規定の整備） |
| 令和元年 10 月 1 日 | 消費税 10 %（軽減税率 8 %）に改正 |
| 令和 3 年 10 月 1 日 | インボイス発行事業者の申請受付開始 |
| 令和 5 年 10 月 1 日 | インボイス制度開始（予定） |

※免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置あり

| | |
|------------------------------------|--------------|
| ※経過措置……課税仕入れ額に一定の率を乗じて控除額を積算する方法 | |
| 令和 5 年 9 月 30 日まで | ……100%控除 |
| 令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日まで | ……80%控除 |
| 令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日まで | ……50%控除 |
| 令和 11 年 10 月 1 日～ | ……完全廃止（0%控除） |

令和 11 年 9 月 30 日 課税仕入れに係る経過措置終了（予定）

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？



インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける**必要があります、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの疑問

疑問1 仕入税額控除ってなに？

疑問2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、売上げの10%を
納税しなきゃいけないの？

疑問4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問5 インボイスって
どう作ればいいのか？



疑問 1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
**インボイスの保存
が必要**

**インボイスがなければ
仕入税額控除できない***

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるんだろう…



登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\text{③ 1,300円 (売上税額)} - \text{② 0円 (仕入税額)} = \text{① 1,300円 (納付税額)}$$

※ 1,000円の控除不可 (B社)

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\text{② 1,000円 (売上税額)} - \text{① 700円 (仕入税額)} = \text{③ 300円 (納付税額)}$$

※ 控除可能 (A社)

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**売上先 (買手) の納
付税額が大き**く計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月～令和8年9月】 80%

【令和8年10月～令和11年9月】 50%

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

👉 **3 ページ**へ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

2ページの例だと…

ステップ1

1,000円 × 70% = 700円
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

1,000円 - 700円 = 300円
売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ
製造業
A社

| 事業区分 | 該当する事業 | みなし仕入率 |
|------|------------------|--------|
| 第一種 | 卸売業 | 90% |
| 第二種 | 小売業、農林漁業（飲食品） | 80% |
| 第三種 | 製造業、農林漁業（飲食品除く）等 | 70% |
| 第四種 | その他事業（飲食店業等） | 60% |
| 第五種 | サービス業等 | 50% |
| 第六種 | 不動産業 | 40% |

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～

- ※ **下線部**は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称: (株)〇〇 御中

④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び**登録番号**: ▲▲▲▲(株) 登録番号T1234…

| 日付 | 品名 | 金額 |
|-------|--------|---------|
| 11/1 | 魚 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 ※ | 10,000円 |
| 11/15 | 割りばし | 1,000円 |
| 11/29 | タオルセット | 2,000円 |

② 取引年月日: 11/1, 11/15, 11/29

⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨): ※ 軽減税率対象

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**:
8%対象 15,000円 消費税1,200円
10%対象 3,000円 消費税 300円

⑥ **税率ごとに区分した消費税額**

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであればインボイスになります** (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません** どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

登録 手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、**令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります**

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書 (マイナンバーカード等) が必要です

申請手続



もっと 詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

説明会



特設サイト



八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事請負の一部変更契約の締結について

1. 工事名 八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事
2. 契約者 株式会社石上建設 代表取締役 岩渕 仁
3. 工事期間 変更前 令和3年4月22日から令和4年3月31日まで
変更後 令和3年4月22日から令和4年11月10日まで
224日間延長
4. 主な変更理由 既存躯体の復旧工事の増工に伴う工事期間の延長

市施設テナント事業者休業協力金について

1. 目的

令和4年1月より実施している市公共施設の休館措置により、休業せざるを得ないテナント事業者に対し、協力金を交付することで、テナント事業者の雇用の維持および経営の継続を支援するもの。

2. 対象経費及び額

令和3年1月、2月及び3月の売上高の7割の額に対し、市の休館措置により休業した日数を、1月は31日、2月は28日、3月は31日で除した数を乗じて得た額。

ただし、令和3年1月から3月の売上実績が無い場合は、令和3年10月から12月までの期間のうち、最も高い月の売上高を積算の基準額とする。

また、上限額は休業1日当たり25,000円とする。

3. 交付対象者及び予定額

八戸市公会堂テナント事業者 1者 1,500千円

八戸ポータルミュージアム（はっち）テナント事業者 8者 5,500千円

長根屋内スケート場テナント事業者 1者 900千円

合計 10者 7,900千円

4. 財源について

青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金の活用を予定

新型コロナウイルス対策指定管理者支援事業について

1 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大予防対策に伴う施設の休館や利用制限等の影響により、施設運営に支障を来す利用料金制導入指定管理施設の指定管理者に対して、休館措置等における減収相当額を協力金として補助することにより、感染拡大防止に向けた適切な施設運営及び円滑な施設再開を図るもの。

2 補助事業者

施設休館や利用制限により利用料金が減収した利用料金制導入指定管理施設の指定管理者

(1) 利用料金制を導入している事業者

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために施設の休館等の利用制限を実施したことにより利用料金に不足が生じ、今後の感染拡大防止への対策を含む施設の管理運営に支障を来している事業者

3 補助内容

- ・ 補助金名：新型コロナウイルス対策指定管理者支援補助金
- ・ 令和4年1月から3月までの施設休館や利用制限により利用料金が減収見込の利用料金制導入指定管理施設の指定管理者に対し、協力金相当分として利用料金減収見込額の90/100を補助金交付。
※ 1月から3月の各月における過去3か年度平均と前年度各月分実績額を比較し低い額を利用料金見込額とし、不用となった管理運営経費等を減じた額を減収見込額とする。

4 予算額

24,000千円（県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金[補助率10/10]）

小・中学校冷房設備設置事業について

1. 事業概要

(1) 事業内容

令和3年度から5年度までに、市内の小・中学校 60 校の普通教室・職員室・校長室に冷房設備を設置する。

| | |
|-------------|------------------------|
| 3年度（第1グループ） | ： 23 校（小学校 15 校、中学校8校） |
| 4年度（第2グループ） | ： 18 校（小学校 11 校、中学校7校） |
| 5年度（第3グループ） | ： 19 校（小学校 11 校、中学校8校） |

(2) 総事業費

約 25 億 3 千万円

(3) 財源

（国庫） 学校施設環境改善交付金（補助率 1/3）

（市債） 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率 100%、交付税措置率 50%）
学校教育施設等整備事業債（充当率 75%、交付税措置率 30%）

2. 令和3年度3月補正予算(その2)の内容

(1) 補正要求額(第2グループ)

(歳入)

- 国庫補助金（学校施設環境改善交付金） 197,772 千円
- 市債（教育債） 646,500 千円

(歳出)

- 工事請負費 844,400 千円
（小学校費） 547,300 千円
（中学校費） 297,100 千円

(2)補正理由

令和4年度実施予定の第2グループの冷房設置工事について、文部科学省から令和3年度の補正予算を充てる補助事業の前倒し申請が認められ、令和4年2月16日付けで交付決定されたことから、事業費を計上し、令和4年度に繰り越すものである。

なお、文部科学省の当初予算を充てる補助申請をした場合には、工事完成予定が11月となるが、前倒しにより9月中旬まで早まるものである。